

狭あい道路拡幅整備方針

～狭い道路をなくして、住みよいまちづくり～

制定 平成 22 年 9 月

改定 令和 7 年 7 月

狭あい道路について

松伏町内には、道路幅員が 4 m に満たない道路が数多く存在している状況です。このような狭い道路では日常生活における通行や災害時の消防・救急活動に支障をきたします。

狭あい道路の問題点

- ・緊急車両（消防車、救急車等）の通行に支障をきたし、消火活動や救助活動の妨げの原因となります。
- ・災害時の避難に支障をきたします。
- ・歩行者と車のすれ違いや自転車と車のすれ違いが困難なため危険です。

問題を解決するためには・・・

当町では、狭い道路を解消するため「狭あい道路拡幅整備方針」を作成（令和 7 年度改定）し、皆様の御理解と御協力により狭い道路をなくして、安全で住みよいまちづくりを目指しています。

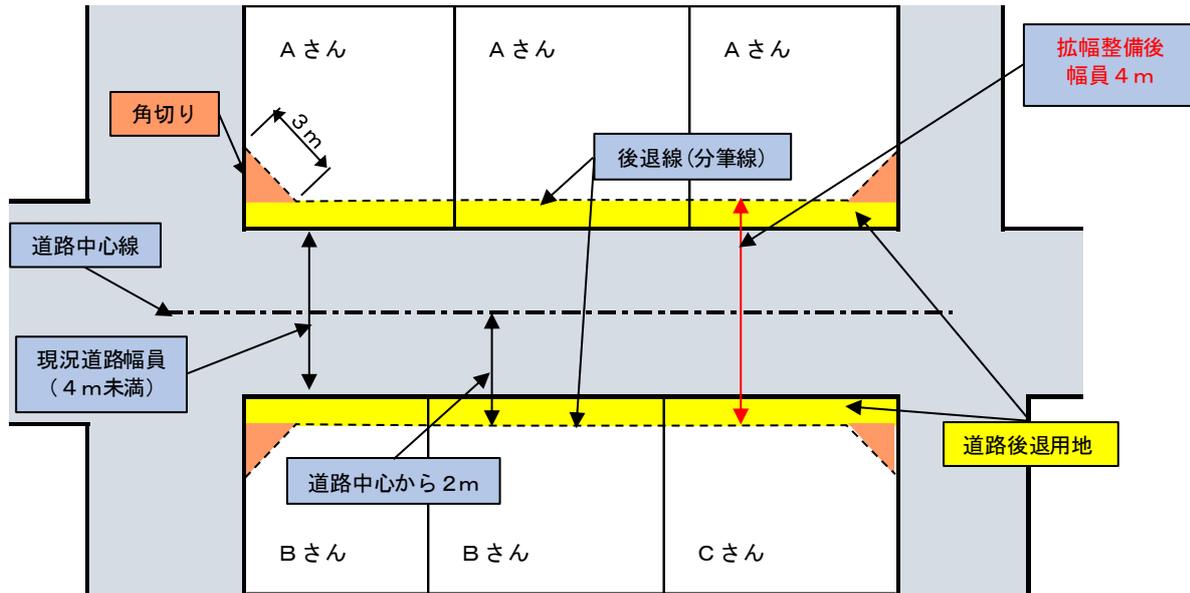
通常、建築行為などが発生した際、狭あい道路（幅員が 4 m に満たない道路）に接する敷地は、建築基準法により（幅員 4 m のラインまで）後退しなければなりません。今回、当町が示す「狭あい道路拡幅整備方針」は、地域住民の皆様の生活道路であり、狭あい道路を拡幅（道路幅員 4 m）する意思のある皆様の合意のもとで、現状の道路から後退用地を寄附（採納）していただき、その用地を町が舗装等整備するものです。

後退用地とは・・・（次ページ参照）

- （1）狭あい道路に接する土地であって、狭あい道路の中心線とその中心線から 2 m の線との間にある用地。
- （2）道路と道路の交差する角地において、それぞれの道路の境界線（狭あい道路の場合は、建築基準法第 4 2 条第 2 項により道路の境界線とみなさせる線）の交点から境界線に沿ってできる底辺 3 m を標準とする三角形で囲まれた部分の土地。（松伏町宅地開発指導要綱第 7 条第 5 項）
- （3）その他町長が認める場合の敷地。

※ ただし、都市計画法第 3 4 条第 1 2 号の規定により定める開発行為は対象外になります。

【 拡幅整備の考え方 】



- 現況の道路幅員が4m未満でその道路に接する沿線地権者全員の同意のもとで道路の拡幅要望されるもの。
- なお、両側沿線地権者全員の同意が原則ですが、やむを得ない場合は片側沿線地権者全員の同意でも可とします。
- 道路後退用地の測量、分筆登記を町が実施します。
- 道路後退用地は、町へ無償で寄附してください。
- 道路後退用地のブロック塀、生垣など（以下「工作物等」という。）は、道路整備の際に町が撤去します。
（撤去は行いますが補償は行いません。新たに工作物等を設置する場合は地権者の負担で設置してください。）
- 道路後退用地に電柱、電話柱、水道メーターなどがある場合は、地権者において移設願います。

※工作物…ブロック塀、フェンス、擁壁、門扉、樹木、生垣など

